

湯河原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考																						
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別表（第5条関係） 補償基礎額表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td style="text-align: center;">12,440 円</td> <td style="text-align: center;">13,320 円</td> <td style="text-align: center;">14,200 円</td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	12,440 円	13,320 円	14,200 円	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別表（第5条関係） 補償基礎額表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td style="text-align: center;">12,500 円</td> <td style="text-align: center;">13,350 円</td> <td style="text-align: center;">14,200 円</td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	12,500 円	13,350 円	14,200 円	
階級		勤務年数																						
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																					
団長及び副団長	12,440 円	13,320 円	14,200 円																					
階級	勤務年数																							
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																					
団長及び副団長	12,500 円	13,350 円	14,200 円																					

現 行				改 正 後				備 考
分団長	10,670	11,550	12,440	分団長	10,800	11,650	12,500	
及び副	円	円	円	及び副	円	円	円	
分団長				分団長				
部長、	8,900円	9,790円	10,670	部長、	9,100円	9,950円	10,800	
班長及			円	班長及			円	
び団員				び団員				
備考				備考				
1 (略)				1 (略)				
2 (略)				2 (略)				
				附 則				
				(施行期日)				
				1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。				
				(経過措置)				
				2 改正後の第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。				